

質問回答書の補足（No.24 関連）

令和 8 年 5 月 22 日

蕨市教育委員会

令和 8 年 5 月 21 日付で公表した「質問回答書」の No.24 について、以下の通り補足します。本内容は、実施要領に基づき、実施要領及び仕様書等の一部として取り扱うものとします。

【No.24 補足説明】

撤去した照明器具等の処分にあたっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、工事を直接請け負う立場の事業者（本事業においては施工役割を担う構成事業者）が、排出事業者として適正に処理を行ってください。

なお、本市との賃貸借契約上の受注者であるリース事業者が建設業許可を有さず、実際の撤去工事を別の構成事業者等が担う形態においては、関係法令及び事業者間の契約形態に基づき、法令上の排出事業者としての責任を負うべき者を適切に整理・特定したうえで対応してください。

また、マニフェスト（産業廃棄物管理票）の交付・管理や処分費用の負担等、法令上必要な一切の手続き・義務については、受注者の責任において、関係事業者間で適切に調整・実施されるものとします。